

## 下水道使用料が変わります

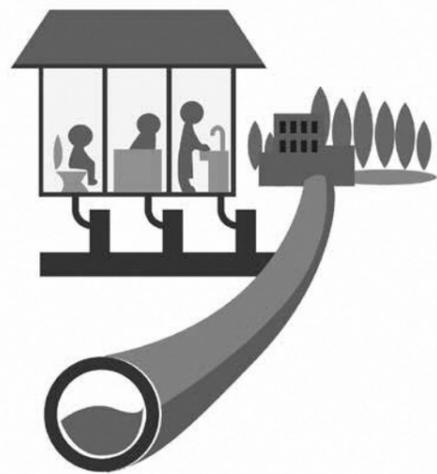
●問い合わせ先 下水道課 ☎(248) 1159

下水道はトイレの水洗化などを通じて、衛生的で快適な生活環境を提供しています。また、汚水を下水道管で処理場に集め適切に処理することで、河川などの水質汚濁を防ぎ、豊かな自然環境に寄与しています。

しかし、本市の下水道事業は使用料の収入だけでは汚水処理費を賄えず、平成29年度決算時点で約6億6千万円の累積赤字を抱えています。平成30年度決算では8億円を超える見込みです。今後も、次世代への負担を残すこと

なく、持続的・安定的な下水道事業の運営を行なっていく必要があります。主要な財源である下水道使用料を適正な状態に設定するため、広報こうし5月号で紹介したとおり上下水道事業運営審議会の答申(※)を受けて下水道使用料の改定を行なうこととしました。ご理解とご協力をお願いします。

※下水道使用料の改定に至った経緯や審議会での審議の内容などは市ホームページで公開しています。



### ●使用料の改定内容

- 基本使用料が50円(税抜き)上がります  
下水道を使用する人に広く、平等に負担してもらう基本料金を50円(税抜き)値上げします。
- 従量制から累進制へ変わります  
いくら使っても使用料金単価が変わらない従量制から、多く使うと使用料単価が上がる累進制に変更します。



▲答申書に関するページ

新

種類	使用料		料金
	基本使用料	汚水排水量8mまで	
一般汚水	超過使用料 (汚水排水量1mにつき)	汚水排水量8mまで	750円
		8mを超え20mまで	125円
		20mを超え30mまで	130円
		30mを超え40mまで	135円
		40mを超え100mまで	140円
		100mを超える分	150円
公衆浴場	汚水排水量1mにつき	25円	

### 月額使用料(消費税を除く)

種類	使用料		料金
	基本使用料	汚水排水量8mまで	
一般汚水	基本使用料	汚水排水量8mまで	700円
	超過使用料	汚水排水量8mを超え、1mにつき	120円
公衆浴場	汚水排水量1mにつき		20円

### ひと月当たりの使用料差額の例(消費税8%を含む)

下水道使用水量	基本使用料のみ8mの場合	標準世帯20mの場合	30mの場合	40mの場合	100mの場合
旧	750円	2,310円	3,600円	4,900円	12,670円
新	810円	2,430円	3,830円	5,290円	14,360円
差額	60円	120円	230円	390円	1,690円

※標準世帯とは、大人2人、子供2人世帯の標準的な月使用量を想定しています。

### 一口も早い生活再建へ

## 熊本地震義援金を非課税世帯へ配分します

●申し込み・問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎(248) 1144

熊本地震で全壊、大規模半壊、半壊の、り災証明書の交付を受けている世帯のうち、平成30年度住民税が非課税である世帯を対象に義援金の配分を行います。ただし、別世帯の課税者から扶養されている人のみで構成される世帯(高齢者または障がい者がいる世帯を除く)は対象外です。

- ▼配分基準額
  - ・全壊世帯、解体世帯 20万円
  - ・大規模半壊、半壊世帯 10万円
- ▼申請に必要な書類など
  - ①非課税世帯に係る義援金申請書(申請窓口にあります)
  - ②り災証明書の写し
  - ③り災証明書上の世帯の人の平成30年度の住民税課税証明書(り災証明書を提示すると本市の課税証明書発行手数料は無料)
  - ④別世帯の人の扶養親族になっている場合、その人の平成30年度住民税課税証明書
  - ⑤被災者生活再建支援金の支給決定通知書の写し(解体世帯の場合)
  - ⑥振込口座の通帳またははキャッシュカードの写し
  - ⑦印鑑(シャチハタ不可)

※障がい者とは平成30年1月1日現在で身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人など、地方税法施行令第7条に当てはまる人です。

▼申請期限 令和2年3月末

### 子ども歴史・科学体験教室

## 古代の土器を作ろう

●問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習班 ☎(248) 5555

- 古代の人々と同じように粘土で形を作り、火を起こし、たき火による野焼きで古代の土器づくりに挑戦します。古代ヘタタイムトラベルした気分になれる体験です。
- ▼第1回 土器作り
    - とき 9月22日(日)
    - 午後2時～5時(受付1時45分)
  - ▼第2回 火起こし・土器焼き
    - とき 11月16日(土)

### あなたの力を貸してください

## 統計調査員になりませんか

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248) 1813

国勢調査など各種統計調査に従事する、登録統計調査員を募集しています。統計調査員は調査対象を訪問し、調査票の記入依頼や回収などを行ないます。統計調査員として登録した人には、調査が行なわれる際に優先して調査業務を依頼します。県知事または市長から任命される非常勤の地方公務員となり、調査に従事した人には報酬が支払われます。(報酬の額は日数や調査対象を

などにより異なります) 調査を正確に行なうには、調査員の力が必要です。ぜひ登録をお願いいたします。希望する人はお尋ねください。

- ▼登録できる人
  - ・満20歳以上の人
  - ・市内で調査活動ができる人
  - ・警察、税務、興信所などの業務に従事していない人
  - ・選挙に直接関係のない人
  - ・その他調査活動に支障がない人